

毎週火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に搭載するもの



長崎県公報

目 次

◎ 規 則	所管課（室）名
○建設業者提出書類閲覧規則の一部を改正する規則	監 理 課
◎ 訓 令	
○長崎県税取扱規程の一部改正	税 務 課
◎ 告 示	
・生活保護法に基づく指定介護機関の指定	福 祉 保 健 課
・生活保護法に基づく指定介護機関の変更	//
・生活保護法に基づく指定介護機関の廃止	//
・令和7年度第1回地方臨時種畜検査の結果	畜 産 課
○長崎県教育委員会関係補助金等交付要綱の一部改正	教 育 政 策 課
◎ 公 告	
・大規模小売店舗立地法に基づく市町村の意見（2件）	経 営 支 援 課
・土地改良区の定款変更の認可	農 村 整 備 課
・土地改良事業計画変更の認可	//
・測量の実施（4件）	建 設 企 画 課
・測量の終了	//
◎ 公安委員会告示	
・警備員指導教育責任者講習の実施	生 活 安 全 企 画 課
◎ 有明海自動車航送船組合公告	
・有明海自動車航送船組合職員採用試験（一般事務）の実施	有明海自動車航送船組合

規 則

建設業者提出書類閲覧規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和7年9月26日

長崎県知事 大石 賢吾

長崎県規則第44号

建設業者提出書類閲覧規則の一部を改正する規則
建設業者提出書類閲覧規則（昭和42年長崎県規則第10号）の一部を次のように改正する。
次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
別表	別表

区分	設置場所	所管区域
略		
地方機関	県央振興局建設部管理課	諫早市、大村市
	島原振興局建設部管理課	島原市、雲仙市、南島原市
	県北振興局建設部管理第一課	佐世保市、東彼杵郡、北松浦郡
	県北振興局建設部田平土木維持管理事務所	平戸市、松浦市
	県北振興局建設部大瀬戸土木維持管理事務所	西海市
	五島振興局建設部管理課	五島市
	五島振興局上五島支所建設部管理・用地課	南松浦郡
	壱岐振興局建設部管理・用地課	壱岐市
	対馬振興局建設部管理課	対馬市

附 則

この規則は、令和9年3月31日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、令和8年9月30日から施行する。

- (1) 別表地方機関県央振興局建設部管理課の項を削る改正規定
- (2) 別表地方機関島原振興局建設部管理課の項を削る改正規定

訓 令

長崎県訓令第4号

本 庁
振興局

長崎県税取扱規程（昭和47年長崎県訓令第18号）の一部を次のように改正する。

令和7年9月26日

長崎県知事 大石 賢吾

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(個人の県民税に係る徴収等)</p> <p>第81条 振興局長は、<u>法第739条の5第1項</u>の規定により市町村長の同意を得ようとするときは、同意書によってこれを行わなければならない。</p> <p>2 前項の同意書には、<u>個人県民税、市町村民税及び森林環境税一人別滞納状況報告書</u>を添付させるものとする。</p> <p>3 徴税吏員は、<u>個人の県民税、市町村民税及び森林環境税</u>に係る徴収金を徴収したときは、<u>速やかに</u>、当該徴収に係る収入金を出納員に引き継がなければならない。</p> <p>4 及び 5 略</p> <p>6 出納員は、第3項の収入金については翌月10日までに当該市町村に払い込まなければならない。</p> <p>7 振興局長は、徴税吏員が<u>法第739条の5第1項</u>の規定</p>	<p>(個人の県民税に係る徴収等)</p> <p>第81条 振興局長は、<u>法第48条第1項</u>の規定により市町村長の同意を得ようとするときは、同意書によってこれを行わなければならない。</p> <p>2 前項の同意書には、<u>個人県民税及び市町村民税</u> 1人別滞納状況報告書を添付させるものとする。</p> <p>3 徴税吏員は、個人の県民税に係る徴収金及び個人の市町村民税に係る地方団体の徴収金を徴収したときは、<u>すみやかに</u>、当該徴収に係る収入金を出納員に引き継がなければならない。</p> <p>4 及び 5 略</p> <p>6 出納員は、第3項の収入金のうち個人の市町村民税に係る<u>地方団体の徴収金</u>については翌月10日までに当該市町村に払い込み、<u>個人の県民税に係る徴収金</u>については該当科目に受け入れなければならない。</p> <p>7 振興局長は、徴税吏員が<u>法第48条第1項</u>の規定により</p>

様式第96号

第 号
年 月 日 時 分差押
県税差押物件
この封票を損壊し、又は破棄した者は、刑法第96条の規定により3年以下の <u>拘禁刑</u> 又は250万円以下の罰金に処されます（併科される場合もあります。）。
執行機関名

様式第96号

第 号
年 月 日 時 分差押
県税差押物件
この封票を損壊し、又は破棄した者は、刑法第96条の規定により3年以下の <u>懲役</u> 又は250万円以下の罰金に処されます（併科される場合もあります。）。
執行機関名

様式第97号

公 示 書					
年 月 日 時 分					
Ⓜ					
下記財産は、県税滞納処分により差し押えたものであります。 この公示書を損壊し、又は破棄した者は、刑法第96条の規定により3年以下の <u>拘禁刑</u> 又は250万円以下の罰金に処されます（併科される場合もあります。）。					
滞 納 者	住 所				
	氏 名				
差 押 財 産 の 表 示	名 称	性 質	数 量	所 在	備 考
摘 要					

様式第97号

公 示 書					
年 月 日 時 分					
Ⓜ					
下記財産は、県税滞納処分により差し押えたものであります。 この公示書を損壊し、又は破棄した者は、刑法第96条の規定により3年以下の <u>懲役</u> 又は250万円以下の罰金に処されます（併科される場合もあります。）。					
滞 納 者	住 所				
	氏 名				
差 押 財 産 の 表 示	名 称	性 質	数 量	所 在	備 考
摘 要					

様式第151号

取扱					
売却決定通知書					
文書番号					
年 月 日					
(買受人の住所、氏名) 様					
Ⓜ					
下記のとおり、換価財産の売却決定をしました。 国税徴収法第118条の規定により通知します。					
買受人	住(居)所				
	氏 名				
滞納者	住(居)所				
	氏 名				
売却した財産	局 番	電話番号	電話機の設置場所	売却価額	
				円	
代金納付年月日		年 月 日			
摘 要					

備考 この通知書により、NTT東日本株式会社又はNTT西日本株式会社に対して権利移転の手続きをとってください。なお、権利移転についてNTT東日本株式会社又はNTT西日本株式会社の承認を得られないときは、売却決定を取り消します。

様式第151号

取扱					
売却決定通知書					
税 第 号					
年 月 日					
(買受人の住所、氏名) 様					
Ⓜ					
下記のとおり、換価財産の売却決定をしました。 国税徴収法第118条の規定により通知します。					
買受人	住(居)所				
	氏 名				
滞納者	住(居)所				
	氏 名				
売却した財産	局 番	電話番号	電話機の設置場所	売却価額	
				円	
代金納付年月日		年 月 日			
摘 要					

備考 この通知書により、東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社に對して権利移転の手続きをとってください。なお、権利移転について東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社の承認を得られないときは、売却決定を取り消します。

様式第153号

取扱				
売却決定通知書				
			文書番号	
			年 月 日	
NTT東日本 NTT西日本 代表取締役社長		株式会社	様	
☐				
下記のとおり、換価財産の売却決定をしました。 国税徴収法第122条第1項の規定により通知します。				
買受人	住(居)所			
	氏名			
滞納者	住(居)所			
	氏名			
売却した財産	局番	電話番号	電話機の設置場所	売却価額 円
代金納付年月日		年 月 日		
摘要	-----			

(電話加入権用)

備考 「売却した財産」欄記載の電話加入権について、質権設定の登録がされているときは、その電話加入権の譲渡承認をされた後質権を抹消してください。

様式第153号

取扱				
売却決定通知書				
			税第 号	
			年 月 日	
東日本 西日本 社代表取締役社長氏名		電信電話株式会社	様	
☐				
下記のとおり、換価財産の売却決定をしました。 国税徴収法第122条第1項の規定により通知します。				
買受人	住(居)所			
	氏名			
滞納者	住(居)所			
	氏名			
売却した財産	局番	電話番号	電話機の設置場所	売却価額 円
代金納付年月日		年 月 日		
摘要	-----			

(電話加入権用)

備考 「売却した財産」欄記載の電話加入権について、質権設定の登録がされているときは、その電話加入権の譲渡承認をされた後質権を抹消してください。

様式第162号

徴 収 金 引 継 票

No.

				取扱者	
引継者氏名				◎	
年 月 日	引継	従事 期間	自 至	年 月 日	日間
現 金				円	
小 切 手	枚			円	
合 計				円	
徴収金の内訳	件 数	徴 収 金 額			
現年課税分	件	円			
滞納繰越分					
県 税 計					
税 外 収 入					
歳入歳出外現金					
合 計					
区 分	冊 番	使用番号及び枚数		書損番号及び枚数	
領収証書	号	号から 号まで	枚	号から 号まで	枚
歳入歳出外 現金領収証 書	号	号から 号まで	枚	号から 号まで	枚
領収証書 点 検 印	歳入歳出外 現金領収証 書点検印		収納者印		

様式第162号

徴 収 金 引 継 票

No.

				取扱者		
引継者氏名				◎		
年 月 日	引継	従事 期間	年 月 日	から	日まで	日間
現 金				円		
小 切 手	枚			円		
合 計				円		
徴収金の内訳	完 結 件 数	徴 収 金 額				
現年課税分	件	円				
滞納繰越分						
県 税 計						
税 外 収 入						
歳入歳出外現金						
合 計						
区 分	冊 番	使用番号及び枚数		書損番号及び枚数		
領収証書	号	号から 号まで	枚	号から 号まで	枚	
歳入歳出外 現金領収証 書	号	号から 号まで	枚	号から 号まで	枚	
領収証書 点 検 印	歳入歳出外 現金領収証 書点検印		収納者印			

様式第173号

第 号
年 月 日

長あて

市町長

同 意 書

個人の県民税で滞納となっているもののうち、下記1の滞納者に係る滞納額及び2の期間に限り、県の徴税吏員が地方税法第739条の5に基づく徴収及び滞納処分をすることに同意いたします。

1 滞納者

住 所
氏 名
外 人
滞納額 円
内 訳 別紙一人別滞納状況報告書記載のとおり

2 期 間

年 月 日から
日間
年 月 日まで

様式第174号

個人県民税、市町村民税及び森林環境税一人別滞納状況報告書

Table with columns for整理番号, 滞納者の住所氏名, 滞納額内訳 (年度, 期別, 番号, 税額, 合税額), 報告前最終納付年月日 (本税, 延滞金), 報告前滞納状況.

様式第173号

第 号
年 月 日

長あて

市町村長 氏 名 宛

同 意 書

個人の県民税で滞納となっているもののうち、下記1の滞納者に係る滞納額及び2の期間に限り、県の徴税吏員が地方税法第48条に基づく徴収及び滞納処分をすることに同意いたします。

1 滞納者

住 所
氏 名
外 人
滞納額 円
内 訳 別紙一人別滞納状況報告書記載のとおり

2 期 間

年 月 日から
日間
年 月 日まで

様式第174号

個人県民税及び市町村民税一人別滞納状況報告書

Table with columns for整理番号, 滞納者の住所氏名性別生年月日又は設立年月日個人番号又は法人番号及び職業, 滞納額内訳 (年度, 期別, 番号, 税額, 合税額), 報告前最終納付年月日 (本税, 延滞金), 報告前滞納状況.

りその例によることとされる場合を含む。)の規定により、次のとおり指定介護機関から変更の届出があった。
 令和7年9月26日

長崎県知事 大石 賢吾

(変 更)

区分	事業所の名称及び所在地		届出者の名称及び所在地		変更事項	変更年月日
旧	メディカルネットワーク 居宅介護支援事業所長与	長崎県西彼杵郡長与町高田郷47番地	株式会社 ENTOWA 代表取締役 副島孝 副	長崎県長崎市諏訪町6番7号	所在地変更	令和7年5月1日
新		長崎県西彼杵郡長与町嬉里郷461番地				

長崎県告示第480号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定により、次のとおり指定介護機関から廃止の届出があった。

令和7年9月26日

長崎県知事 大石 賢吾

(廃 止)

事業所の名称及び所在地		申請者の名称及び所在地		サービスの種類	廃止年月日
株式会社新和メディカル長崎営業所	長崎県西彼杵郡長与町岡郷551-5	株式会社新和メディカル 代表取締役 井塚 裕一	福岡県福岡市南区的場1丁目27-4	介護予防福祉用具貸与 特定介護予防福祉用具販売 特定福祉用具販売 福祉用具貸与	令和7年3月31日

長崎県告示第481号

令和7年度第1回地方臨時種畜検査の結果について、家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第8条第2項の規定に基づき、下記のとおり公示する。

令和7年9月26日

長崎県知事 大石 賢吾

種畜証明書番号	検査月日	名 号	品 種	検査成績	飼養者住所	飼養者氏名
11699348909	9月10日	幸華喜	黒毛和種	2級	平戸市	長崎県肉用牛改良センター
11372893405	9月10日	美太郎	黒毛和種	2級	平戸市	長崎県肉用牛改良センター

長崎県告示第482号

長崎県教育委員会関係補助金等交付要綱（平成20年長崎県告示第522号）の一部を次のように改正し、令和7年度予算に係る補助金等から適用する。

令和7年9月26日

長崎県知事 大石 賢吾

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
別表（第2条関係） 1～6 略 7 体育保健課関係	別表（第2条関係） 1～6 略 7 体育保健課関係

補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者
1～11 略				
12 高校生スポーツ振興事業費補助金	県内高校生を健全育成を目的として、県内民間事業者が高校生のスポーツ大会のために、運営する施設の利用料金を減額した場合、減額の一部を補助する。	プロスポーツクラブの公式戦で使用される施設の利用料金（他の補助金等の額を除く。） ただし、次に掲げる要件の全てを満たす場合に限る。 (1) 県内に本拠地を置くプロスポーツクラブが公式戦を行う場合と同様の仕様で貸与するもの。 (2) 競技団体が主催する大会は、長崎県高等学校体育連盟が共催し、県が後援する高校生選手権大会長崎県大会に限る。	2分の1以内。 ただし、予算の範囲内で知事が定める額と減額相当額を比較していずれか低い方を上限とする。	県内民間事業者
8～10 略				

補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者
1～11 略				
8～10 略				

公 告

大規模小売店舗立地法に基づく市町村の意見（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の届出に対し、同法第8条第1項の規定に基づく意見書の提出があったので、同法第8条第3項の規定により公告するとともに縦覧に供する。

令和7年9月26日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
なかよし村有喜店
長崎県諫早市松里町37番1 ほか9筆
- 2 届出の概要
大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の届出事項の変更
- 3 意見書の概要
 - (1) 意見書を提出した者
諫早市長 大久保 潔重
 - (2) 意見書の内容
意見なし
- 4 関係書類の縦覧

- (1) 縦覧期間
公告の日から1月間
- (2) 縦覧場所
県政情報コーナー（県庁1階県政資料閲覧エリア内）及び諫早市経済交流部商工観光課

大規模小売店舗立地法に基づく市町村の意見（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の届出に対し、同法第8条第1項の規定に基づく意見書の提出があったので、同法第8条第3項の規定により公告するとともに縦覧に供する。

令和7年9月26日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
チトセピア
長崎県長崎市千歳町5番1号 ほか
- 2 届出の概要
大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の届出事項の変更
- 3 意見書の概要
 - (1) 意見書を提出した者
長崎市長 鈴木 史朗
 - (2) 意見書の内容
意見なし
- 4 関係書類の縦覧
 - (1) 縦覧期間
公告の日から1月間
 - (2) 縦覧場所
県政情報コーナー（県庁1階県政資料閲覧エリア内）及び長崎市経済産業部商業振興課

土地改良区の定款変更の認可（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款変更（令和7年7月31日臨時総代会議決）を認可した。

令和7年9月26日

長崎県知事 大石 賢吾

土地改良区名 諫早干拓土地改良区
認可年月日 令和7年9月16日

土地改良事業計画変更の認可（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項の規定において準用する同法第10条第1項の規定に基づき、次の土地改良区の土地改良事業計画の変更を認可した。

令和7年9月26日

長崎県知事 大石 賢吾

土地改良区名 南島原土地改良区
認可年月日 令和7年9月16日

測量の実施（公告）

測量法（昭和24年法律第188号）第39条の規定において準用する同法第14条第1項の規定により、西海市長から公共測量（基準点測量、現地測量、路線測量）を次のとおり実施する旨の通知があった。

令和7年9月26日

長崎県知事 大石 賢吾

公共測量実施の地域及び期間

--	--

地 域	期 間
西海市西海町水浦郷	令和7年9月10日から 令和7年12月18日まで

測量の実施（公告）

測量法（昭和24年法律第188号）第39条の規定において準用する同法第14条第1項の規定により、時津町長から公共測量（空中写真撮影）を次のとおり実施する旨の通知があった。

令和7年9月26日

長崎県知事 大石 賢吾

公共測量実施の地域及び期間

地 域	期 間
西彼杵郡時津町浦郷、元村郷、浜田郷	令和7年9月16日から 令和8年1月16日まで

測量の実施（公告）

測量法（昭和24年法律第188号）第39条の規定において準用する同法第14条第1項の規定により、長崎河川国道事務所長から公共測量（航空レーザ）を次のとおり実施する旨の通知があった。

令和7年9月26日

長崎県知事 大石 賢吾

公共測量実施の地域及び期間

地 域	期 間
雲仙市、島原市、南島原市の一部	令和7年10月14日から 令和8年2月28日まで

測量の実施（公告）

測量法（昭和24年法律第188号）第39条の規定において準用する同法第14条第1項の規定により、長崎県県央振興局長から公共測量（用地測量）を次のとおり実施する旨の通知があった。

令和7年9月26日

長崎県知事 大石 賢吾

公共測量実施の地域及び期間

地 域	期 間
大村市大里町	令和7年10月1日から 令和7年12月17日まで

測量の終了（公告）

測量法（昭和24年法律第188号）第39条の規定において準用する同法第14条第2項の規定により、長崎県五島振興局長から公共測量（基準点測量）を次のとおり終了した旨の通知があった。

令和7年9月26日

長崎県知事 大石 賢吾

公共測量終了の地域及び終了日

地 域	終 了 日

南松浦郡新上五島町若松郷

令和7年8月12日

公安委員会告示

長崎県公安委員会告示第30号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号の規定に基づき、警備員指導教育責任者講習（以下「講習」という。）を実施するので、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。）第2条の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和7年9月26日

長崎県公安委員会委員長 森 拓二郎

1 講習に係る警備業務の区分

法第2条第1項第3号に掲げる警備業務（以下「3号警備業務」という。）

2 講習の種別

- 法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は講習規則第7条第1項に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下これらを「警備員指導教育責任者資格者証等」という。）の交付を受けていない者に対して行う講習（以下「新規取得講習」という。）
- 3号警備業務以外の警備業務の区分に係る警備員指導教育責任者資格者証等の交付を受けている者に対して行う講習（以下「追加取得講習」という。）

3 実施期日

- 新規取得講習
令和7年11月10日（月）から同月14日（金）までの5日間
- 追加取得講習
令和7年11月13日（木）及び同月14日（金）の2日間

4 実施場所

長崎市桜町9番6号
長崎県勤労福祉会館

5 受講定員

- 新規取得講習
20人
- 追加取得講習
5人

6 受講対象者

(1) 新規取得講習

次のアからオまでのいずれかに該当する者

- 最近5年間に3号警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者
- 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（3号警備業務に係るものに限る。以下「1級検定」という。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者
- 検定規則第4条に規定する2級の検定（3号警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」という。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、この告示の公示の際現に3号警備業務に従事しており、かつ、3号警備業務に従事している期間が当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上であるもの
- 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（3号警備業務に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。）に合格した者
- 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（3号警備業務に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。）に合格した警備員であって、この告示の公示の際現に3号警備業務に従事しており、かつ、3

号警備業務に従事している期間が当該検定に合格した後、継続して1年以上であるもの

(2) 追加取得講習

3号警備業務以外の警備員指導教育責任者資格者証等の交付を受けている者であって、(1)アからオまでのいずれかに該当するもの

7 受講申込手続

(1) 申込期間

令和7年10月6日(月)から同月10日(金)までの午前9時から午後4時まで(午後0時から午後1時までを除く。)の間。ただし、受講定員に達した時点で申込みの受付を締め切る。

(2) 申込場所

次に掲げる場所に、受講者本人が申し込むこと。郵送による申込みは、受け付けない。

なお、やむを得ない事情等により代理人が行う場合は、受講者本人の委任状を持参すること。

ア 長崎県内に住所を有する者は、その住所地を管轄する警察署

イ 長崎県内の営業所に属する警備員は、その者が属する営業所の所在地を管轄する警察署

ウ ア及びイ以外の者は、長崎県警察本部生活安全部生活安全企画課許可業務指導室営業第二係

(3) 提出書類

ア 新規取得講習

(ア) 受講申込書(申込前6か月以内に撮影した無帽・正面・上三分身・無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真を貼付したもの) 1通

(イ) 次に掲げるいずれかの書面

a 6(1)アに該当する場合は、3号警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る書面(以下「警備業務従事証明書」という。)及び履歴書 各1通

b 6(1)イに該当する場合は、1級検定に係る合格証明書の写し 1通

c 6(1)ウに該当する場合は、2級検定に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書 各1通

d 6(1)エに該当する場合は、旧1級検定に係る合格証の写し 1通

e 6(1)オに該当する場合は、旧2級検定に係る合格証の写し及び警備業務従事証明書 各1通

イ 追加取得講習

(ア) 受講申込書(申込前6か月以内に撮影した無帽・正面・上三分身・無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真を貼付したもの) 1通

(イ) 3号警備業務以外の警備員指導教育責任者資格者証等の写し及びア(イ)のaからeまでに掲げる書面 各1通

8 講習手数料及び納付方法

(1) 講習手数料

ア 新規取得講習

3万8,000円

イ 追加取得講習

1万4,000円

(2) 納付方法

受講申込時に納付すること。

なお、受講申込みの受付後は、納入された講習手数料は返還しない。

9 講習の委託先の名称及び所在地

一般社団法人長崎県警備業協会

長崎市万屋町2番21-211号

10 その他

(1) 講習関係

ア 講習初日の受付時間は、午前8時30分から午前8時45分までとする。

なお、受付時には、運転免許証等の身分証明書を提示すること。

イ 講習最終日に修了考査を実施し、合格者に対し講習修了証明書を交付する。

ウ 合格発表は、修了考査終了後、即日本人に対して行う。

(2) 問合せ先

ア 長崎県内の最寄りの警察署の生活安全課又は刑事生活安全課

イ 長崎県警察本部生活安全部生活安全企画課許可業務指導室営業第二係（電話 095-820-0110 内線3186）

有明海自動車航送船組合公告

有明海自動車航送船組合職員採用試験（一般事務）の実施（公告）

令和7年度第2回有明海自動車航送船組合職員採用試験（一般事務）の実施について、次のとおり告知する。
令和7年9月26日

有明海自動車航送船組合
管理者 栗林 堅一郎

1 試験職種及び職務内容

試験職種	職務内容
一般事務	有明海自動車航送船組合事業部における総務、営業、運航管理等の一般事務

2 給与

初任給は、採用される人の職務経験等に応じて決定する。

3 受験資格

平成7年4月2日から平成20年4月1日までに生まれた者

4 第1次試験

(1) 試験種目

教養試験、事務適性検査、性格特性検査

(2) 試験の実施日

令和7年11月23日（日）

(3) 試験地

長崎県島原市

(4) 第1次試験合格者発表

令和7年12月中旬に多比良港及び長洲港のフェリーターミナル並びにホームページに合格者の受験番号を掲示するほか、合格者に書面で通知する。

5 第2次試験

(1) 試験種目

人物試験（個別面接）及び作文試験

(2) 試験の実施日及び試験場所

第1次試験合格者に別途通知する。

6 最終合格者発表

合格者は別途書面で通知する。

7 受験手続

(1) 試験案内及び受験申込書の入手方法

① インターネットで出力する場合は、有明海自動車航送船組合のホームページ上よりダウンロードすること。

② 直接請求する場合は、有明海自動車航送船組合事業部総務課で受験申込書を受け取ること。

③ 郵便にて請求する場合は、封筒の表に「職員採用試験申込用紙請求」と朱書きし、140円切手を貼ったあて先明記の返信用封筒（角形2号）を同封の上、有明海自動車航送船組合事業部総務課あて郵送すること。

(2) 受験の申込み

受験希望者は、受験申込書に必要事項を記入し、有明海自動車航送船組合事業部総務課に持参または封書（簡易書留）にて郵送すること。

(3) 申込受付期間

令和7年9月16日（火）から令和7年10月31日（金）までの必着とする。

8 その他

